

中心市街地出店促進融資あっせん制度要綱

〔平成20年 7 月 23日〕
市 長 決 裁

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）

第 2 章 融資あっせん措置

第 1 節 預託（第 6 条－第 8 条）

第 2 節 保証（第 9 条・第 10 条）

第 3 節 要件（第 11 条－第 15 条）

第 4 節 手続（第 16 条－第 20 条）

第 3 章 補助金

第 1 節 保証料補助（第 21 条－第 23 条）

第 2 節 利子補給（第 24 条－第 29 条）

第 3 節 補助金の中止・廃止（第 30 条・第 31 条）

第 4 章 雑則（第 32 条－第 38 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、県内の中小企業者および組合等が本市の中心市街地内へ出店し、又は中心市街地内において設備投資を行う際に設備資金および保証金等を必要とする場合、保証料補助および利子補給を伴う融資あっせんを行うことにより、中心市街地の商業振興を図り、もってその活性化に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中心市街地 秋田市中心市街地活性化プラン（令和 5 年 3 月策定）

に定める中心市街地の区域、秋田市中心市街地活性化アクションプラン（平成27年6月策定）に定める計画区域およびこれらの区域に存する商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定による商店街振興組合（以下「商店街振興組合」という。）の同法第6条の規定による区域をいう。

(2) 中小企業者 県内において事業を営んでいる中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号および第6号に掲げる者をいう。

(3) 組合等 県内において事業を営んでいる中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合および協業組合ならびに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合および商店街振興組合連合会をいう。

(4) 空き店舗等 既存の建物に存する店舗および事業所を用途とする賃貸物件であって現に入居者がいないもの又は営業していた店舗の跡地をいう。

(5) 商店街団体等 次に掲げるものをいう。

ア 秋田市商店街連盟に加盟している商店街振興組合

イ 秋田市商店街連盟に加盟している任意に設立された商店街団体

ウ 秋田商工会議所

（支援の方法）

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、中小企業者および組合等が中心市街地において空き店舗等へ入居し、又は店舗・事業所に設備投資する場合の金融機関からの設備資金および保証金等の借入れについて、予算の範囲内において融資のあつせん（以下「融資あつせん措置」という。）を行うものとする。

2 市長は、前項の融資あつせん措置による融資を受けた者に対し、予算の範囲内において、次に掲げる補助を行うことができるものとする。

(1) 保証料補助

(2) 利子補給

(資金の種類)

第4条 市長が、前条の支援を行うことができる資金の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 設備近代化資金

(2) 空き店舗利用資金

(融資の条件)

第5条 前条各号に規定する資金に係る限度額、貸付利率その他の融資の条件は、別表第1に定めるとおりとする。

第2章 融資あっせん措置

第1節 預託

(融資あっせん措置に係る預託)

第6条 市長は、融資あっせん措置に係る融資を取り扱う金融機関として市長が定める者（以下「取扱金融機関」という。）が当該融資を行うための原資として、一定の金額を、予算の範囲内において、当該取扱金融機関に預託するものとする。ただし、取扱金融機関から特別な理由により預託を必要としない旨の申出があり、市長がこれを承認したときは、この限りでない。

(預託の期間等)

第7条 前条の規定による預託の期間は、1年以内とし、原則として毎年度当初に預託し、当該年度末に解約するものとする。

2 前条の規定により預託する金銭（以下「預託金」という。）に係る金額、預入利率は、取扱金融機関との契約で定める。

3 取扱金融機関は、契約書に定める倍率を目標として融資あっせん措置に係る融資を行うものとする。

(預託金の保全)

第8条 預託金は、取扱金融機関が受け入れている本市の市債および取扱金融機関からの本市の一時借入金との相殺により保全するものとする。

第2節 保証

(協会の保証)

第9条 融資あっせん措置に係る融資を受けようとする者は、別表第1に定める融資の条件により秋田県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証を受けなければならない。

（担保および連帯保証人）

第10条 協会は、第3条の融資あっせん措置を受けた者が融資を受けることとなる金融機関に対して負担する債務の保証を行う場合は、当該融資あっせんを受けた者に対し、必要に応じ担保又は連帯保証人を求めることができる。

第3節 要件

（中小企業者の要件等）

第11条 融資あっせん措置の対象とする中小企業者の要件は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 個人にあつては県内に1年以上住民登録を、法人にあつては、登記上の本店の所在地が県内にあり、かつ、法人の設立から1年以上経過していること。ただし、空き店舗利用資金を利用しようとする者のうち、新規創業者（新たに事業を開始しようとしている者および新たに事業を開始してから1年に満たない者であつて、個人にあつては県内に住民登録があり、法人にあつては登記上の本店の所在地が県内にあるものをいう。以下同じ。）にあつては、この限りでない。
- (2) 県内に、当該事業活動の本拠となる本店機能を有する事業所（以下「主たる事業所」という。）を1年以上有し、かつ、当該事業所において現に事業活動を行っていること。ただし、空き店舗利用資金を利用しようとする者のうち、新規創業者（主たる事業所を県内に有している者に限る。）にあつては、この限りでない。
- (3) 個人として事業を行っている期間又は法人設立後の期間が1年以上（個人として事業を開始した後に法人を設立し、現に同一事業を継続している場合は、個人として事業を行った期間と法人設立後の期間を通算して1年以上）あり、現在まで継続して同一事業を営んでいること。ただし、空き店舗利用資金を利用しようとする新規創業者にあつては、この限りでない。

(4) 本市（県内の他市町村に住民登録し、又は県内の他市町村に主たる事業所が存する場合は当該他市町村）の住民税、固定資産税および事業所税について、申請日時点において各納期限が到来しているものを完納していること。

(5) 許認可を要する事業を営んでいる場合は、申請時点において、当該許認可を受け、かつ、現にそれが有効であること。ただし、空き店舗利用資金を利用しようとする新規創業者については、当該許認可に係る権限を有する機関に対して申請書類等を提出し、それが適法に受理されていること。

(6) 主たる事業が日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号。以下「産業分類」という。）の大分類上の区分による情報通信業（産業分類の中分類上の区分による通信業ならびに産業分類の小分類上の区分による新聞業および出版業を除く。）、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（産業分類の小分類上の区分による旅行業を除く。以下同じ。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業（産業分類の中分類上の区分による郵便局を除く。）およびサービス業（他に分類されないもの）ならびに産業分類の小分類上の区分による駐車場業であること。

(7) 次に掲げる者でないこと。

ア 関係法令に違反し、又は公序良俗に反する事業を営んでいる者

イ 金融機関から取引停止を受けている者

ウ 1 回目の手形不渡後 6 月を経過していない者

エ 協会が代位弁済の求償権を持つ者又は代位弁済に係る債務の履行を完了しなかった者

オ アからエまでに掲げる者のほか市長が不相当と認める者

2 個人により営まれていた事業を承継（所轄の税務署への開業（事業承継）の届出が受理されている場合に限る。）した当該個人の相続人又は当該事業に従事していた従業員（以下「個人事業承継者」という。）が、従前と同一の商号および事業所を引き続き使用し、当該事業に必要な許

認可等を個人事業承継者が取得し、従前と同一の事業を開始した場合であつて、承継により当該事業を開始した日から申請日までの期間が1年未満であるときは、前項第1号から第3号までの要件に係る期間の算定については、個人事業承継者および承継以前の事業を営んでいた個人に係る期間を通算することができるものとする。

(組合等の要件)

第12条 融資あっせん措置の対象とする組合等の要件は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 県内に登記上の主たる事務所の所在地があること。
- (2) 県内に主たる事業所を有すること。
- (3) 本市（県内の他市町村に主たる事務所が存する場合は当該他市町村）の住民税、固定資産税および事業所税について、申請日時点において各納期限が到来しているものを完納していること。
- (4) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる要件を満たしていること。

(業種の要件)

第13条 融資あっせん措置の対象とする中小企業者および組合等が行う事業の種類の要件は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 「学術研究、専門・技術サービス業」のうち次に掲げるものでないこと。

ア 「専門サービス業（他に分類されないもの）」のうち興信所（主として個人の身の上、身元、素行、思想調査等を行うものをいう。）、探偵社、他に分類されない専門サービス業（簿記業、計理士事務所、土地家屋調査士業、海事代理士業を除く。）」

- (2) 「生活関連サービス業、娯楽業」のうち次に掲げるものでないこと。

ア 「その他の生活関連サービス業」のうち、易断所、観相業その他これに類するもの

イ 「娯楽業」のうち、興行場、興行団（劇場、興行場を除く。）、競輪・競馬等の競走場、競技団、遊戯場（ビリヤード場、囲碁・将棋所を除く。）、その他の娯楽業のうち芸ぎ業・場外馬券場・場外車

券売り場・競輪・競馬等予想業

(3) 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、集金業（公共料金またはこれに準ずるものに係るものを除く）、取立業、バンケットサービス業でないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号（市長が特に認めるものを除く。）および同条第5項から第11項までに規定する営業でないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が融資あっせん措置の趣旨に鑑み、これを利用させることが不適當であると認める業種でないこと。

（資金使途の要件）

第14条 融資あっせん措置の対象とする資金使途の要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 設備資金

ア 建物 中心市街地内の店舗・事業所の新改築、増築および改修（大規模修繕、リフォーム等により従前の固定資産を増加させるもの）の建物建築費（建物本体ならびに建物に附帯する給排水電気等の設備、基礎、浄化槽・地下タンク等の地下構造物および敷地内の給排水設備等を含む）および建物入居に伴う建物改装費（内装工事および附帯する給排水電気設備工事等を含む）

イ 機械 中心市街地内の店舗・事業所内で新設・取得・改善（既存設備の生産性向上や新たな機械能力を付加し、従前の固定資産を増加させるもの）する事業の実施に必要な機械装置等

ウ 車両 事業の用に供する自動車（ただし、空き店舗利用資金を利用しようとする場合にあっては、対象としない。）

エ 保証金等 入居に伴う保証金・権利金等

オ 営業権（無形固定資産）

(2) 運転資金

事業経営上必要とする設備資金以外の資金で、原材料・商品等の仕入れ、賃金、修繕費、営業権（事業経営上必要とする設備資金以外の資金で、原材料・商品等の仕入れ、賃金、修繕費および外注費その他

経費の支払いに充てるためのものとする。ただし、設備近代化資金を利用しようとする場合にあっては、対象としない。

次のものは対象外とする。

ア 既借入金の借換のための資金

イ 他に転貸することを目的とする資金

ウ 投機を目的とする資金

エ 事業に関係のない事業主等の個人資金（事業主の生活資金、住宅ローン返済資金など）

（空き店舗利活用の要件）

第15条 空き店舗利用資金の申請に際しては、第11条から前条までに規定する要件のほか、当該空き店舗等が存する区域の商店街団体等からの空き店舗利活用推薦書（様式一中融第1－1号）を提出しなければならない。

第4節 手続

（融資あっせん申請）

第16条 融資あっせん措置を受けようとする者は、第11条から前条までに規定する要件等の確認のため、市長と事前に協議を行わなければならない。

2 前項の協議が整ったときは、融資あっせん措置を受けようとする者は、申請書および必要書類を市長に提出するものとする。

3 前項の申請書および必要書類の提出先は、秋田市産業振興部商工貿易振興課とする。

（申請書の様式等）

第17条 前条の申請書の様式は、秋田市中心小企業融資あっせん申請書（中心市街地出店促進）とし、設備近代化資金を申請しようとする場合にあっては（近）の、空き店舗利用資金を利用しようとする場合あっては空き店舗の記号を付するものとし、申請する資金以外の記号は二重線で消去するものとする。

2 前条の必要書類は、別表第2に定めるとおりとする。

（融資あっせん決定）

第18条 融資あっせんの申請があったときは、「収受印」を押印し、要件および申請内容を審査するものとする。

2 融資あっせんの審査の結果、適正であると認めたときは、「融資あっせん通知」により、申請者、取扱金融機関および協会に対して通知するものとする。

3 協会は、保証を承諾した場合には、対象となる設備を購入し、又は工事が完成する時期にかかわらず、信用保証書を発行することができるものとする。

(完成届)

第19条 融資あっせん措置を受けた者は、対象となる設備を購入し、又は工事が完成したときには、完成届（様式一中融第2号）に完成写真等を添付して、30日以内に市長に提出しなければならない。

(融資あっせんの有効期間)

第20条 融資あっせん措置を受けた者は、原則として、市が融資あっせんを行った日から3月以内に協会保証の諾否を受けるものとする。

2 市が融資あっせんを行った日から起算して3月を経過し、未だ協会の諾否を受けていない場合には、再度申請しなければならない。

3 中心市街地出店促進融資あっせん制度の改正により、各資金の融資要件等の変更や廃止があった場合には、融資あっせんの効力は当該改正後の要綱の施行日前日までとする。

第3章 補助金

第1節 保証料補助

(保証料補助率)

第21条 第3条第2項第1号に規定する保証料補助の補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(保証料の支払方法)

第22条 第3条第2項第1号に規定する保証料補助は、協会が第9条の保証を受けた者から徴すべき保証料について、市が協会に対して支払う方法により行うものとする。

(保証料補助金の交付手続き)

第23条 協会は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める期日までに、当該期日分の保証料補助金について、保証料補助金交付申請書（様式一中融第3号）に保証料補助金計算書を添えて交付申請するものとする。

(1) 前期（4月1日から9月30日までの間における保証料補助対象期間） 10月10日

(2) 後期（10月1日から3月31日までの間における保証料補助対象期間） 3月31日

2 市長は、前項の交付申請が前項各号の期限内に行われ、かつ、内容が適正であると認める場合は、保証料補助の交付決定を行うものとする。

3 協会は、補助交付決定後に、市長に対し、保証料補助の請求を行うものとする。

4 協会は、保証料補助の受領後1月以内に、保証料補助の状況を報告しなければならない。

第2節 利子補給

(利子補給率)

第24条 第3条第2項第2号に規定する利子補給の補給率は、別表第1に定めるとおりとする。

(利子補給の支払方法等)

第25条 第3条第2項第2号に規定する利子補給は、取扱金融機関が融資あっせん措置による融資を受けた者から徴すべき利子の一部について、市が取扱金融機関に対して支払う方法により行うものとする。

2 前項の利子補給は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

(1) 割引方式（取扱金融機関が通常の利子から利子補給利率を割り引いて徴する方式）

(2) 後払方式（取扱金融機関が通常の利子を徴し、取扱金融機関が利子補給金を受領後に融資あっせんを受けた者に後払いする方式）

3 利子補給金の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（事前協議）

第26条 融資あっせんを申請しようとする者又は融資あっせん申請に関して委任を受けた取扱金融機関（以下「取扱金融機関等」という。）は、利子補給金額等について確認するため、市長と事前に協議を行わなければならない。

2 取扱金融機関等は、前項の事前協議に際して、利子補給金新規申請事前協議書（様式一中融第1－2号）を提出するものとする。

（利子補給金の確定）

第27条 市長は、第19条の完成届を受けた場合には、届出等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、設備投資等の結果が融資あっせん決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、中小企業者および金融機関へ通知するものとする。

（利子補給金の交付手続き）

第28条 取扱金融機関等は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める期日までに、当該期間分の利子補給金について、補助交付申請を行うものとする。

（1）上半期（4月1日から9月30日までの間における利子補給対象期間）10月15日

（2）下半期（10月1日から3月31日までの間における利子補給対象期間）3月31日

2 利子補給金の補助交付申請は、次に掲げる書類を提出することにより行うものとする。

（1）利子補給金交付申請書（様式一中融第4号）

（2）資金別計算書（実績）（様式一中融第5号）

（3）融資先別計算書（任意様式）

3 市長は、前項の交付申請が第1項各号の期限内に行われ、かつ、内容が適正であると認める場合は、利子補給金の交付決定を行うものとする。

4 取扱金融機関等は、補助交付決定後に、市長に対し、利子補給金の請求を行うものとする。

- 5 取扱金融機関等は、利子補給金の受領後 1 月以内に、市へ実績報告書（様式一中融第 6 号）を提出し、利子補給の状況を報告しなければならない。

第 3 節 補助金の中止・廃止

（補助金の中止等）

第29条 市長は、融資あっせん措置による融資を受けた者が、当該融資の実行後に申請の資格を欠き、又は貸付条件に違反したときは、融資あっせん措置の実施に伴う保証料補助金又は利子補給の交付を一時中止し、又は廃止することができるものとする。

- 2 前項の場合において、協会又は取扱金融機関が補助金を既に受領している場合は、市長は、協会又は取扱金融機関に対し、当該補助金の返還を請求することができるものとする。

（中止等の届出）

第30条 取扱金融機関は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、遅滞なく、利子補給金中止（廃止）届（様式一中融第 7 号）を提出することにより、届け出なければならない。

(1) 融資を受けた者が融資にかかる支払い債務の全部もしくは一部を履行しなかった場合又は債務の履行が遅れた場合

(2) 虚偽の申請により融資を受けたことが判明した場合

(3) 繰り上げ償還等により返済条件が当初からの約定から変更された場合

(4) 要綱に定める対象資金の要件等と異なることとなった場合

(5) その他取扱金融機関が融資を取りやめることとなった場合

- 2 前項各号に掲げる事由が生じた場合の利子補給期間については、要綱の規定にかかわらず、当該事由が生じた日以前において約定の元利償還が行われた日までとする。

第 4 章 雑則

（様式）

第31条 この要綱の規定による手続きに必要な書類の様式は、別記様式の

とおりとする。

（報告義務）

第32条 協会は、毎月末日現在の保証承諾者名簿ならびに保証残高および処理状況報告書を翌月10日までに市長に提出しなければならない。

2 融資あっせん措置に基づく融資を受けた者は、利子補給期間にあっては、毎年度4月に、融資あっせん措置に基づく融資により取得し、又は効用の増加した財産を融資あっせん決定の内容およびこれに付した条件に従い利用していることについて、証明する書類を提出することにより市長に報告しなければならない。

（調査等）

第33条 市長は、中心市街地出店促進融資あっせん制度の適正な運営のために必要と認める場合は、協会および取扱金融機関に対し、融資あっせん措置による融資の取扱状況ならびに融資を受けた者の事業および財産の状況について報告を求め、又は職員をして帳簿その他の関係書類を閲覧させることができるものとする。

（支援措置間の調整）

第34条 融資あっせん措置は、既に中心市街地商業集積促進事業および国県等の補助制度の対象となっている経費のうち、現に補助金が充当されている部分に関しては行わないものとする。

（帳簿等の保存期間）

第35条 補助金の交付を受けた者は、事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、事業完了後5年間保管しておかななければならない。

（適用基準）

第36条 保証料補助および利子補給は、この要綱の施行の日から融資あっせん措置を受けて、融資が実行された者に限り、実施するものとする。

（期中管理）

第37条 融資あっせん措置に基づく融資を受けた者が、中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者であって、協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融

機関は、貸付を実行した日から５年にわたり、モニタリングを行うものとする。

- 2 取扱金融機関は、半期に一度、協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。
- 3 取扱金融機関は、半期末時点における融資あっせん措置に基づく融資を受けた者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該融資に係る報告内容の記載を省略できるものとする。
- 4 取扱金融機関が第２項の報告を行わなかった場合は、当該融資に係る代位弁済請求を行うときにその理由を記載した書面を提出するものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成20年７月23日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年10月７日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際に現に改正前の中心市街地出店促進融資あっせん制度要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年４月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際に現に改正前の中心市街地出店促進融資あっせん制度要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、な

お従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年12月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の中心市街地出店促進融資あっせん制度要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の中心市街地出店促進融資あっせん制度要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年12月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 3 月 15 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

別表第1 融資の条件、利子補給および保証料補助

資金の種類	限度額		貸付利率	利子補給	据返置済含む間	据置期間	返済方法	保証人	担保	保証料
設備近代化資金	5,000万円		年1.90%	借入から 5年間 1.25%	10年	6月以内	元金均等月割返済	原則法人は代表者のみ、個人は不要	必要による	原則全額補助
	組合等	1億円				1年以内				
空き店舗利用資金	5,000万円			借入から 5年間 1.5%		6月以内				

備考

- 取扱金融機関は秋田銀行、北都銀行、秋田信用金庫、秋田県信用組合の県内営業店とする。
- 限度額は、総事業費のうち、金融機関および秋田県信用保証協会の認めた額とする。
- 限度額は貸付残高によるものとし、資金使途が異なる場合には、各資金は併用できるものとする。また、申込時の貸付残高が各資金の限度額に達していない場合は、貸付残高と限度額の差額以内の金額を同一資金で別に貸付を受けることができる。
- セーフティネット保証制度（5号、7号および8号を除く。）を利用した場合は、表示利率からそれぞれ0.2%控除する。
- 資金使途となる設備の固定資産の法定耐用年数が返済期間を下回る場合にはその年数以内とし、申込者と取扱金融機関との間で期間を定めるものとする。
- 返済期間の計算は、融資実行日（金融機関が資金の貸付を行った日）の翌日を起算日として計算するものとする。
- 据置期間の計算は、融資実行後の最初の返済日の翌日を起算日として計算するものとする。
- 据置期間を設けた場合には、元本返済を猶予し、据置期間内は利子を支払わなければならない。
- 原則として、複数代表の場合は、代表者全員の保証が必要となる。
- 法人が保証人となる場合は、当該法人の取締役会の議事録を必要とする。
- 協会が認める担保設定とすること。また、事業資産を取得する場合は、原則として担保設定しなければならない。
- 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合、上乘せ分の信用保証料は補助対象外とする。

別表第2 (第17条関係)

	登記事項証明書・住民票	2年分の納税証明書等※				許認可等の写し	1年分の確定申告書・決算書	事業計画書（任意様式）	返済計画書（任意様式）	契約書・見積書・設計図等の写し	事業開始・事業を行っている証明書類	以前事業主でなかった証明書類	信用保証委託申込書・信用保証依頼書の写し	その他の主な必要書類
		市町村民税	所得・課税証明書	事業所税	固定資産税									
設備近代化資金	○	○	△	△	○	△	○	○	○	○			○	・貸借契約書
空き店舗利用資金	○	○	△	△	○	△	○	○	○	○			○	・商店街からの推薦書等 ・貸借契約書
新規創業者	○	○	△	△	○	△	△	○	○	○	○	○	○	

備考

- 印は添付を必須とし、△印は必要に応じて添付すること。
- 非課税の場合は、市町村民税にあっては所得・課税証明書を、固定資産税にあっては固定資産課税台帳に当該中小企業者又は組合等名義の固定資産がない旨の証明書を添付すること。
- 建物の新築、改築、増築等の場合は、契約書・見積書（内訳書必須）、設計図等施工内容の詳細がわかる資料を添付すること。
- 事業所税の納税証明書は、課税対象者のみ添付すること。
- 許認可等の写しは、取得が必要な者のみ添付すること。

※ 市税に未納がない証明書（申請月に発効されたもの）の提出をもって代えることができる。